

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		要除却等認定マンションにおける区分所有者に対する指示、公表
根拠条例・規則等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律
条 項		第163条の58第2項及び第3項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 住宅政策課（電話：048-829-1518）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。  (理由) 当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	令和8年4月1日設定
備 考		